

【記入例】 第一種人的保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

【第一種人的保証】

印紙税法第5条に印紙は必要ありません

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおりに借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがって返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、

令和 3年 4月 1日

借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

●誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

●借用金額

- 現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
- 第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。

| | | | | | | |
|-----------|--------------------------|-------------------|--------|----------------|-------|----------|
| 奨学生番号 | 621-04-000000 | CD | 7 | 001 | 採用種別 | 予約 |
| 在学学校 | 日本学生支援大学 | | | | | |
| 住所 | 〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1 | | | | | |
| 電話番号 | 03-1111-1111 | | 携帯電話番号 | 090-0000-0000 | | |
| 氏名 | (奨学 太郎) | | | フリガナ ショウガク タロウ | | |
| 署名 | 奨学 太郎 | | | | | |
| 誕生年月日 | 平成 14年 11月 11日 | | | 性別 | 男 | |
| 貸与の条件(予定) | 貸与期間 | 2021年 4月～2025年 3月 | 貸与月数 | 48月 | 貸与月額 | 51000円 |
| | 貸与総額 | | | | | 2448000円 |
| | 返済期日 | 毎月27日 | 返済回数 | 180回 | 初回割賦金 | 13600円 |
| | 返済額 | | | | 割賦金 | 13600円 |
| 返還の目途 | 月賦返還1 | 月賦返還選択時の総支払い額 | | | | 2448000円 |
| | 併用返還2 | 併用返還選択時の総支払い額 | | | | 2448000円 |
| | 月賦返還 | 月賦返還選択時の総支払い額 | | | | 2448000円 |
| | 併用返還 | 併用返還選択時の総支払い額 | | | | 2448000円 |

●奨学生本人

- 印字内容が正しいことを確認してください。
- 住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- 「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●署名

- 住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●返還の条件(目安)

- 貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- 返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

| | 返 還 期 日 | 返済回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 月賦返還 | 毎月27日 | *** 回 | *** 円 | *** 円 | *** 円 |
| 併用返還 | 月賦返還選択時の総支払い額 | | | | *** 円 |
| 併用返還 | 月賦分 毎月27日 | *** 回 | *** 円 | *** 円 | *** 円 |
| 併用返還 | 半年賦分 毎年1・7月の27日 | *** 回 | *** 円 | *** 円 | *** 円 |
| 併用返還 | 併用返還選択時の総支払い額 | | | | *** 円 |

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

第一部 貸与奨学金に関する制度

第二部 貸与中の手続き

第三部 返還

第四部 お知らせ

第五部 資料

(同一筆跡・同一印は不可)「奨学生本人」、「親権者(2)」は押印不要。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式(貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式)」又は「所得連動返還方式(機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式)」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
 ※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

〔定額返還方式(猶予年限特例)〕※裏面(項番22)参照

※本人が未成年者(20才未満)の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

| | | | | |
|-----------------|-------------------------------------|---|--|------------|
| 連帯保証人 親権者(1) | 住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7 | 電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 | 携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イロウ | 実印 |
| | 続柄 父 昭和 50 年 2 月 2 日生 | 勤務先 (株) 奨学機構 電話番号 03-0000-1111 | | |
| | 住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29 | 電話番号 03-0000-9999 氏名 (機構 明子) 署名 機構 明子 | 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ キョウ アキコ | 実印 |
| | 続柄 おば 昭和 57 年 4 月 4 日生 | 勤務先 (有) 機構商店 電話番号 03-0600-1234 | | |
| 保証人 | 住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7 | 電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子 | 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ | 印不要 *** |
| | 続柄 母 ** 年 ** 月 ** 日生 | | | |
| 親権者(2) | 住所 〒 - ***** | 電話番号 ***** 氏名 ***** 署名 ***** | 携帯電話番号 ***** フリガナ ***** | *** |
| | 続柄 ** 年 ** 月 ** 日生 | | | |

添付書類

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可)(例:源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
- ・保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)



| | | |
|----------|-------|--------|
| 学校での点検者印 | 学校番号 | 104900 |
| | 区 分 | 00 |
| | 学部学科 | 2006 |
| | 学籍 No | 123456 |



署名

- ・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名)。

勤務先

- ・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押印してください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
 ※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書(見本)は、奨学生のしおり作成時点のもので、ご了承ください。

●連帯保証人

- ・スカラネットで入力した連帯保証人(あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者(1))の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●返還方式

- ・奨学金申込み時に選択した返還方式(定額返還方式)が印字されています。
- ※(猶予年限特例)の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることができます。

●続柄

- ・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

●保証人

- ・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●親権者(2)

- ・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。

●添付書類

- ・必要な添付書類が印字されています。添付もれないようによく確認してください。申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

第一部 貸与奨学金に関する制度

第二部 貸与中の手続き

第三部 返還

第四部 お知らせ

第五部 資料

【記入例】第二種人的保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

●誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

●借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

●奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件(予定)

- ・「貸与額計」の金額に「*」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

●返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

【第二種人的保証】

印紙税法第5条に紙ありは必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたい旨返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、

令和 3年 4月 1日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

| | | | | | | |
|-----------|--------------------------------|---------------------|---------------|-------|-------|-----------|
| 奨学生番号 | 821-04-000000 | CD | 7 | 001 | 採用種別 | 予約 |
| 在学学校 | 日本学生支援大学 | | | | | |
| 住所 | 〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1 | | | | | |
| 電話番号 | 03-1111-1111 | 携帯電話番号 | 090-0000-0000 | | | |
| 氏名 (奨学) | 太郎 | フリガナ | シヨウガク タロウ | | | |
| 署名 | 奨学 太郎 | | | | | |
| 性別 | 平成 14年 11月 11日生 性別 男 | | | | | |
| 貸与の条件(予定) | 貸与期間 | 2021年 4月 ~ 2025年 3月 | 貸与月数 | 48 月 | 貸与月額 | 50000 円 |
| | 貸与額計 | | | | | 2400000 円 |
| | 返還期日 | 毎月27日 | 返還回数 | 180 回 | 初回割賦金 | 16769 円 |
| | 割賦金 | | | | | 16769 円 |
| 返還の条件(目安) | 月賦返還 1 | 月賦返還選択時の総支払い額(利息込み) | 3018568 円 | | | |
| | 併用返還 2 | 併用返還選択時の総支払い額(利息込み) | 3019908 円 | | | |
| | 月賦返還 | 月賦返還選択時の総支払い額(利息込み) | 2419233 円 | | | |
| | 併用返還 | 併用返還選択時の総支払い額(利息込み) | 2419269 円 | | | |

注：利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0% (増額貸与部分は、年3.2%) で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和 3年 3月貸与終了者に実際に適用された利率(年0.1%、増額貸与部分は年0.3%)で計算した場合の返還例(※この利率があなたに適用されるわけではありません)

| | 返還期日 | 返還回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|------|-------|------|---------|---------|---------|
| 月賦返還 | 毎月27日 | 180回 | 13440 円 | 13440 円 | 13473 円 |
| 併用返還 | 毎月27日 | 180回 | 6720 円 | 6720 円 | 6690 円 |
| 月賦返還 | 毎月27日 | 180回 | 8384 円 | 8384 円 | 8516 円 |
| 併用返還 | 毎月27日 | 180回 | 40322 円 | 40322 円 | 40361 円 |

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡・同一印は不可)「奨学生本人」、「親権者(2)」は押印不要。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
 ※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

| | | | | |
|---------------------|-------------------------------------|---|---|-------|
| 連帯保証人 親権者 (1) | 住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7 | 電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 | 携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イチロウ | 実印 |
| | 続柄 父 | 昭和 50 年 2 月 2 日生 | | 実印 |
| 保証人 | 住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29 | 電話番号 03-0000-9999 氏名 (奨学 五郎) 署名 奨学 五郎 | 携帯電話番号 090-9999-1234 フリガナ ショウガク コウロウ | 実印 |
| | 勤務先 (株) 奨学機構 | 電話番号 03-0000-1111 | | 実印 |
| 親権者 (2) | 住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7 | 電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子 | 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ | 印不要 |
| | 続柄 祖父 | 昭和 29 年 4 月 25 日生 | | 印不要 |
| 添付書類 | 住所 〒 - ***** | 電話番号 ***** 氏名 ***** 署名 ***** | 携帯電話番号 ***** フリガナ ***** | ***** |
| | 続柄 母 | ** 年 ** 月 ** 日生 | | ***** |

●連帯保証人
 ・スカラネットで入力した連帯保証人（あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者（1））の情報が印字されています。
 ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●続柄
 ・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

●保証人
 ・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。
 ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●親権者(2)
 ・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

●添付書類
 ・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。
 申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書類等）
- ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書類」（コピー可）



●署名
 104900

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください（印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●勤務先
 ・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

| | | |
|----------|------|--------|
| 学校での点検者印 | 学校番号 | 104900 |
| | 区 分 | 00 |
| | 学部学科 | 2006 |

(記入上の注意)
 ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。
 ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押印してください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
 ※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

第一部 貸与奨学金に関する制度

第二部 貸与中の手続き

第三部 返還

第四部 お知らせ

第五部 資料

【訂正例】

●署名・押印・印字の訂正方法について

【奨学生情報】

保証区分：人的保証
 印字氏名
 奨学生：奨学 太郎
 連帯保証人：奨学 一郎
 ・親権者(1)
 保証人：奨学 五郎
 親権者(2)：奨学 春子

【訂正内容】

- (Q1) 奨学生本人に改氏名があった場合どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q2) 連帯保証人・親権者(1)欄に誤って親権者(2)「奨学春子」が署名・押印してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q3) 連帯保証人・保証人の押印が不鮮明になったり、朱肉がにじんで文字がつぶれたりしてしまいました。またその印と押印し直した印が重なってしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q4) 保証人の印字住所と印鑑登録証明書の住所が異なっていました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q5) 保証人欄に誤って別人(機構一男)が署名してしまいました。印字されている本来の保証人とは姓が同じです。どのように訂正すればよいでしょうか。

Q1の訂正方法

- ・返還誓約書に印字されている訂正する部分を二重線で削除し、正しい氏名を記入してください。
- ・改氏名後(訂正後)の氏名で署名してください。
- ・「改氏名届(所定の用紙)」を学校から受け取り、記入後に学校に提出してください。
- ※改氏名・フリガナ訂正は、届出金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込ができない場合がありますので注意が必要です。

【第二種人的保証】

印紙税法
 第5条に
 より印紙
 は必要あ
 りません

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。
 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、

令和 3年 4月 1日

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 借用金額 | ¥ | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | |
|-----------|----------|-----------------------------|----------------|---------------|------|--------|------|---------|
| 奨学生 本人 | 奨学生番号 | 821-04-000000 | CD | 7 | 001 | 採用種別 | 予約 | |
| | 在学学校 | 日本学生支援大学 | | | | | | |
| | 住所 | 〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1 | | | | | | |
| | 電話番号 | 03-1111-1111 | 携帯電話番号 | 090-0000-0000 | | | | |
| 氏名 | (奨学 太郎) | | フリガナ ショウガク タロウ | | | | | |
| 署名 | 奨学 太郎 | | | | | | | |
| | 貸与期間 | 平成 14年 11月 11日生 | 性別 | 男 | | | | |
| 貸 | 2021年 4月 | 2025年 2月 | 48月 | 貸与月数 | 貸与月額 | 50000円 | 貸与額計 | 240000円 |

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。
 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、

令和 3年 4月 1日

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 借用金額 | ¥ | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | |
|-----------|--------------|-----------------------------|-------------------------|---------------|------|--------|------|---------|
| 奨学生 本人 | 奨学生番号 | 821-04-000000 | CD | 7 | 001 | 採用種別 | 予約 | |
| | 在学学校 | 日本学生支援大学 | | | | | | |
| | 住所 | 〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1 | | | | | | |
| | 電話番号 | 03-1111-1111 | 携帯電話番号 | 090-0000-0000 | | | | |
| 氏名 | (奨学 太郎)市谷 太郎 | | フリガナ ショウガク タロウ イチガヤ タロウ | | | | | |
| 署名 | 市谷 太郎 | | | | | | | |
| | 貸与期間 | 平成 14年 11月 11日生 | 性別 | 男 | | | | |
| 貸 | 2021年 4月 | 2025年 2月 | 48月 | 貸与月数 | 貸与月額 | 50000円 | 貸与額計 | 240000円 |

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
 ※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

| | | | | |
|-------------|--|-------------------|----------------------|--------------|
| 連帯保証人親権者(1) | 住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7 | 電話番号 03-0000-0000 | 携帯電話番号 090-0000-9999 | 一奨郎学 |
| | 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 | フリガナ ショウガク イチロウ | | 二奨実印 三奨郎学 |
| 保証人 | 住所 〒 162-8503 東京都目黒区駒場 5-29 045-000-0000 | 電話番号 03-0000-0000 | 携帯電話番号 090-9999-1234 | 春奨子学 |
| | 氏名 (奨学 五郎) 署名 奨学 五郎 | フリガナ ショウガク ゴロウ | | 実印 五奨郎学 |
| 親権者(2) | 住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7 | 電話番号 03-0000-0000 | 携帯電話番号 090-9999-0000 | 印不要 |
| | 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子 | フリガナ ショウガク ハルコ | | *** |
| 添付書類 | 住所 〒 - ***** | 電話番号 ***** | 携帯電話番号 ***** | *** |
| | 氏名 ***** 署名 ***** | フリガナ ***** | | *** |

Q2の訂正方法

【署名の訂正】
 ・二重線で削除し、訂正・変更後の人物が押印欄に押印した印(実印)を訂正印として二重線の上に押印してください。
 ・署名可能な欄内に再度署名してください。
 ①の箇所に署名が困難でしたら②③の順で署名可能な箇所に再度署名してください。
【押印の訂正】
 ・誤って署名した人物の印を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印した人物の印(実印)を押印してください。

Q3の訂正方法

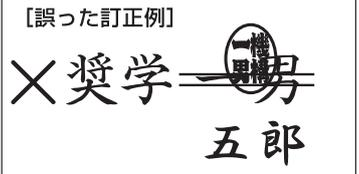
・いずれも二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q4の訂正方法

【印字の訂正】
 ・返還誓約書に印字されている住所を二重線で削除し、押印欄に押印した印(実印)を訂正印として二重線の上に押印し、印鑑登録証明書記載の住所を当該者が記入してください。正しい情報を登録するため、「返還誓約書記載事項訂正届」(所定の用紙)にも必要事項を記入し、返還誓約書に添付してください。

Q5の訂正方法

・姓が同じでも署名の訂正は全て訂正してください。
 ・以下の例は誤った訂正例です。具体的には署名が名前の部分しか訂正されていません。また、訂正後の人物が訂正印を押すべきところ、訂正前の人物が訂正印を押しています。



| | | |
|----------|------|--------|
| 学校での点検者印 | 学校番号 | 104900 |
| | 区 分 | 00 |
| | 学部学科 | 2006 |
| | 学籍番号 | 199456 |

『返還誓約書記載事項訂正届』(所定の用紙)は学校で受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

選任していた人物によって返還誓約書を提出することが困難になった場合は、提出期限までに直ちに学校へ申し出てください。

3. マイナンバーの提出(奨学生として採用された時)

3-1. 奨学生として採用された時にマイナンバーの提出が必要な人

以下に該当する人は、奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」が配付されますので、あなたのマイナンバーを提出してください。

- ・ 緊急採用（第一種奨学金）、又は応急採用（第二種奨学金）で奨学生として採用された人
 - ・ 大学院で奨学生として採用された人
 - ・ 中学校等から高等専門学校に進学し、予約採用（第一種奨学金）の奨学生として採用された人で、返還方式として「所得連動返還方式」（9ページ参照）を選択した人
- ※事情により申込時にマイナンバーを提出していない人等についても、採用時に「マイナンバー提出書」が配付されますので、提出してください。

3-2. マイナンバーの提出方法、提出時期

学校から「マイナンバー提出書」が配付されますので、「マイナンバー提出書」にマイナンバー等を記入し、各自で添付書類を用意してください。（3-3. 参照）

専用の「提出用封筒」（提出先の住所が印刷されています。）に「マイナンバー提出書」と添付書類を入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

提出期限 「マイナンバー提出書」を受領後、1か月以内

※郵送料（簡易書留）は、ご本人負担でお願いしています。

※「返還誓約書」を同封しないように注意してください。

「返還誓約書」の提出先は、学校です。

3-3. 提出する書類

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 「マイナンバー提出書」（学校から配付されます。） | |
| 2 | 添付書類（各自で用意します。） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードを《持っている人》 | <p>「マイナンバーカード」の表面と裏面の<u>コピー</u></p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードを《持っていない人》 <p>・ 右の①と②の書類を提出してください。</p> <p>・ 有効期限内であることを確認してください。</p> | <p>①番号確認書類（以下のいずれか1点必要です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「マイナンバー記載の住民票写し」のコピー又は原本（提出日を基準として発行日が6か月以内のもの） ・ 「通知カード」のコピー（記載の住所・氏名等に変更があった場合は使用できません。） <p>②身元確認書類</p> <p>お持ちの公的身分証明書によっては、2点用意する必要がありますので「マイナンバー提出書」と一緒に配付される説明資料を必ず確認してください。</p> <p>運転免許証、パスポート、住基カード（表面）、学生証（写真あり）在留カード（表面）、特別永住者証明書（表面）等のコピー</p> |

※「マイナンバー提出書」の記入方法や、用意する添付書類について不明な点がある場合は、マイナンバー提出の専用コールセンターに問い合わせてください。マイナンバー提出の専用コールセンターの電話番号は、「マイナンバー提出書」と一緒に配付される説明資料に記載しています。

※「提出用封筒」を紛失した場合は、マイナンバー提出の専用コールセンターに連絡して、「提出用封筒」を取り寄せてください。

4. 奨学金の振込み

- 奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月11日に振り込まれます。ただし、4月と5月は、それぞれ21日と16日に振り込まれます。
- 振込日が、金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込まれます。
- 機関保証制度選択者は、貸与月額から保証料を差し引いた金額が振り込まれます。

○奨学金振込予定表

| | | | | | |
|-----|-------|------|--------|------|--------|
| 4月分 | 4月21日 | 8月分 | 8月11日 | 12月分 | 12月11日 |
| 5月分 | 5月16日 | 9月分 | 9月11日 | 1月分 | 1月11日 |
| 6月分 | 6月11日 | 10月分 | 10月11日 | 2月分 | 2月11日 |
| 7月分 | 7月11日 | 11月分 | 11月11日 | 3月分 | 3月11日 |

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み。



- 貸与終了となる年度の3月分は、2月分と合わせて2月に振り込まれます。

4-1. 奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。



- 採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。
- 給付奨学金を受けていることにより第一種奨学金が併給調整されている場合、給付奨学金の支給月額にあわせた貸与月額で第一種奨学金を振り込みます。そのため、自宅外通学の証明書類が審査完了するまでの自宅月額での振込分は自宅外月額での振込に変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

4-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」(所定の用紙)を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※金融機関の都合(金融機関や支店の合併・廃止等)による口座変更の場合は、金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行いますので、あなた(奨学生本人)の手続きは不要です。

(2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合(一部を除く)の本支店で、かつあなた(奨学生本人)名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。なお、各金融機関の貯蓄預金口座や、インターネット支店は使用できません。



ポイント

2021年4月現在、信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行・農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク・コンビニ銀行の取扱いはありません。

4-3. 機関保証料

(1) 保証料の支払方法

機関保証制度に加入した場合、奨学金の貸与月額から保証料が差し引かれます。保証料は、本機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。

なお、初回振込時など、奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で、奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

また、月額変更や貸与期間変更を反映した月より、変更後の貸与額や期間に対応した保証料が適用されます。

(2) 保証料月額の確認方法

保証料月額は、奨学生証の枠外下段に記載されています(16ページ⑧参照)。

目安となる「機関保証制度の保証料(目安)」は91～96ページを参照してください。

5. 奨学金の貸与月額の変更等

- 借り過ぎに注意し、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
- 本機構ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」(86ページ参照)を活用してください。

5-1. 奨学金の貸与月額の変更

(1) 奨学金の貸与月額及び月額変更

貸与月額については、88～90ページを参照してください。なお、2018年度以降入学者については、第一種奨学金の貸与月額のうち最も高い月額(最高月額)は、奨学金申込時に申告された収入の年額が一定額以上の場合には利用できません。最高月額が利用できるか否かは、「奨学生証」(16ページ⑦参照)「スカラネット・パーソナル」(84ページ参照)で確認してください。

月額変更をする場合は「奨学金貸与月額変更願(届)」(所定の用紙)等の提出が必要です。学校に申し出てください。

(2) 第一種奨学金の月額変更(増額・減額)

第一種奨学金は下記の①又は②の月額変更ができます。

ただし、給付奨学金に採用された場合、及び国等による授業料等減免制度が適用された場合は、下記③による貸与月額になります。

①通学形態に変更がない場合

あなたの通学形態において選択可能な月額の範囲内でのみ、月額を増額又は減額することができます。

②通学形態に変更がある場合

(ア) 増額(例 自宅通学から自宅外通学への変更)

学校に申し出てください。自宅外通学の貸与月額を受けるためには、一定の要件を満たしている必要があります。詳しくは学校に確認してください。提出された願出用紙を審査のうえ自宅外通学の要件に該当していれば、自宅外通学の月額に変更します。また、最高月額選択の可否についても審査します。

(イ) 減額(例 自宅外通学から自宅通学への変更)

それまでの月額が自宅外通学者のみ選択できる月額だった場合は、必ず減額する必要があります。速やかに学校に申し出てください。転居した月の翌月(転居した日が月の初日の場合はその月)から、選択可能な範囲の自宅通学の月額に減額します。
※①と②のいずれの場合も、2018年度以降入学者については、奨学金申込時における生計維持者の年収が一定額以上だと、最高月額は選択できません。

③ 給付奨学金を併せて利用する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合

あなたと生計維持者の所得金額等に基づき決定した支援区分により、貸与月額が調整されます（希望した貸与月額から増減することがあります）。調整後の貸与月額については、90 ページを参照してください。

なお、支援区分は毎年見直しを行います。支援区分の変更により毎年 10 月からの貸与月額が変更される場合があります。

また、通学形態に変更がある場合は届出が必要です。

あなたの支援区分及び通学形態において選択可能な月額の範囲内でのみ、月額を増額又は減額することができますので、変更を希望する場合は学校に申し出てください。

(3) 第二種奨学金の月額変更（増額・減額）

第二種奨学金は必要が生じたときに月額の変更ができます。学校に申し出てください。

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由による変更は認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限りしますので、計画的に貸与を受けるようにしてください。

なお、第二種奨学金については、給付奨学金を併せて利用する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合による貸与月額の調整はありません。

○第二種奨学金貸与月額

| | |
|--|------------------------|
| 大学学部・短期大学・高等専門学校(第4学年以上) 専修学校(専門課程) | 2万円～12万円(1万円単位) |
| 大 学 院 | 5万円、8万円、10万円、13万円、15万円 |

(4) 貸与月額増額時の留意点

人的保証選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

(5) 保証料

機関保証選択者は、貸与月額の増減により、保証料が変更となります（93～100 ページ「3. 機関保証制度の保証料（目安）」参照）。

月額に増額して貸与を受けることができる奨学金について（第二種奨学金）

①基本月額の最高額に上乗せして増額できる奨学金

| 対象 | 選択可能 | (基本月額) | 増額部分※ |
|---------------|------|--------|-------|
| 私立大学の医学・歯学課程 | 16万円 | 12万円 | 4万円 |
| 私立大学の薬学・獣医学課程 | 14万円 | 12万円 | 2万円 |
| 法科大学院の法学履修課程 | 19万円 | 15万円 | 4万円 |
| | 22万円 | 15万円 | 7万円 |

②入学時特別増額貸与奨学金（※）

| | 選択できる金額 |
|-----------|--------------------------|
| 入学時に申込み可能 | 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円 |

※①の増額部分、及び②の貸与利率は、基本月額の利率に0.2%上乗せした利率です（14 ページ参照）。

5-2. 併用貸与

第一種奨学金と第二種奨学金両方の貸与を受けることを「併用貸与」といいます。併用貸与を希望する場合は学校へ相談してください。ただし、第一種奨学金の学力基準を満たしているに加えて、家計基準（年収・所得額の上限）が第一種奨学金よりさらに低い金額となります。なお、併用貸与を受けた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますので、将来の返還のことも十分に考慮して選択してください。



ポイント

- 併用貸与を希望する人については、将来返還する際の負担を考慮して、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面談等指導を受けることがあります。
- 高等専門学校の第1学年から第3学年までの在学学生は、第二種奨学金の貸与を受けられませんので、併用貸与を申し込むことはできません。

5-3. 緊急採用・応急採用

(1) 緊急採用・応急採用とは

家計が急変したり、災害にあったりした場合に、申し込むことができる奨学金です。生計維持者の失職、破産、事故、病気もしくは死亡等、又は震災、風水害、火災、その他の災害により奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みが可能ですので学校に相談してください。

(2) 申込み

- ①家計の急変事由が発生してから、12か月以内に申し込む必要があります。
- ②緊急採用は第一種奨学金（無利子）、応急採用は第二種奨学金（有利子）です。
- ③すでに第一種奨学金を借りている人は応急採用を、第二種奨学金を借りている人は緊急採用を申し込むことができます。この場合、併用貸与となりますので、留意点として前記5-2.「併用貸与」を参照してください。

(3) 貸与期間

- ①緊急採用の貸与期間は、原則として事由が発生した月以降であなたが希望する月から、採用年度末（3月）までとなります。翌年度も緊急採用奨学金の継続を希望する場合は、学校に相談のうえ、所定の手続きをとってください（56ページ6-10参照）。
- ②応急採用の貸与期間は、採用年度の4月以降であなたが希望する月から、標準修業年限の終了月までとなります。
- ③採用年度よりも前に家計の急変が起こった場合、緊急・応急採用とも、家計の急変事由が発生した月の分から借りることができます。
 - ※ 入学した月より前の分を借りることはできません。
- ④留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する間を貸与始期とすることはできません。

(4) マイナンバーの提出

奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」が配付されますので、マイナンバーを提出してください。

5-4. 他の団体や自治体等の奨学金との重複

本機構は、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複を禁止していませんが、他の団体では本機構の奨学金との重複を禁じている場合もあります（重複の可否についてはその団体に確認してください）。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。

6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）

- 異動とは、奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。
- 異動の主なものには、改氏名・住所変更・休止・退学・辞退等があります。事由ごとに所定の用紙がありますので、学校に申し出て、用紙を受け取り提出してください。
- 退学・辞退したときは、必ず奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをしてください（71 ページ参照）。

6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）目次

| 項番 | | ページ |
|------|--------------------------------|-----|
| 6-1 | 改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更 | 51 |
| 6-2 | 休止 | 52 |
| 6-3 | 奨学金交付の復活 | 52 |
| 6-4 | 退学・辞退 | 52 |
| 6-5 | 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合 | 53 |
| 6-6 | 転学する時の手続き | 54 |
| 6-7 | 転学部（科）する時の手続き | 54 |
| 6-8 | 編入学する時の手続き | 54 |
| 6-9 | 貸与期間延長（第二種奨学金のみ） | 56 |
| 6-10 | 緊急採用者の奨学金継続（第一種奨学金のみ） | 56 |
| 6-11 | 留学時に奨学金を希望する時の手続き | 57 |

※保証制度の変更は8ページ、利率の算定方法の変更は14ページを参照してください。

6-1. 改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更

(1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の用紙）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。また、返還契約書上で氏名を訂正して署名した場合も「改氏名届」の提出は必要です。詳細については、学校に確認してください。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

住所が変更された場合は、以下のとおりに手続きをしてください。

連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

①奨学金貸与中

マイナンバー提出済の奨学生本人については、届け出る必要がありません。

連帯保証人及び保証人については、住民票に記載の住所が変更になった場合に、本人以外の連絡先は、現在住んでいる住所が変更になった場合に「住所変更届」を学校に提出してください。

なお、奨学生本人の住所変更は、インターネットを通じて行う「奨学金継続願」の提出（61 ページ）時に、スカラネット・パーソナルから届け出ることもできます。

※ インターネットを通じて行う「奨学金継続願」では、奨学生本人の電話番号・携帯電話番号の変更も届け出ることができます。

※ 勤務先のみの変更の場合は貸与終了後に行ってください。

②貸与終了後

現住所が変更された場合は、スカラネット・パーソナル又は、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて、直接、本機構に届け出てください。

※ 連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

(3) 連帯保証人・保証人の変更（人的保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）及び必要な添付書類（新連帯保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）・収入に関する証明書類、新保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行））を学校に提出してください。

①変更予定の新連帯保証人又は新保証人が、22 ページの選任条件を満たしていることを確認してください。また、事前に新連帯保証人又は新保証人の了承を得たうえで、変更を届け出てください。

※ 24 ページを参照のうえ、必要に応じて「返還保証書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。

②新連帯保証人又は新保証人を立てることができない場合、機関保証に変更する手続きが必要です（8 ページ参照）。

(4) 本人以外の連絡先の変更（機関保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

6-2. 休止

(1) 休止

休学（1か月以上の長期欠席を含む）した場合は、奨学金の交付は止まります。これを休止といいます。必ず、休止の「異動願（届）」を学校に提出してください。なお、あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。また、休止手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 長期にわたる休止

休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止（64ページ参照）が連続して2年を超える場合も同様です。辞退の「異動願（届）」を提出してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（78ページ参照）の手続きをしてください。

6-3. 奨学金交付の復活

(1) 復活

休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）以内に終わり、復活の「異動願（届）」の提出があったときは、奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。

(2) 休止後の復活

復活の「異動願（届）」を速やかに学校に提出してください。本機構で審査し、復活が可能であれば交付が再開されます。交付の再開時期については、学校に問い合わせてください。

6-4. 退学・辞退

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを退学といいます。退学する場合は、速やかに学校に申し出て、退学の「異動願（届）」を提出してください。退学の「異動願（届）」の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

(2) 辞退

在学中に奨学金が不要となり、その旨を届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに学校に申し出て、辞退の「異動願（届）」を提出してください。

※辞退後は、辞退の取り消しはできません。辞退する際は、事前に保護者の方とよく相談してください。

(3) 退学・辞退（貸与終了）後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」（71 ページ参照）が発行されますので、内容を確認してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）（71 ページ参照）への加入手続きをおこなってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（78 ページ参照）の手続きをしてください。退学後に他の学校に在学する場合は、新たに入学した学校で、在学猶予の手続きをしてください。

なお、住所等に変更がある場合は、スカラネット・パーソナル、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

(4) 退学・辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了（貸与終了後も引き続き在学し、在学猶予の手続きをした場合は、在学猶予期間終了）月の7か月後の27日から返還が開始されます。



ポイント

第二種奨学金については、在学猶予の手続きにより返還期限が猶予されている期間は、利子は付きません。在学していても在学猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

6-5. 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で奨学生としての資格がなくなった場合や、通学形態が変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等により奨学生としての資格がなくなった後などにあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。

機関保証制度選択者の返金額は、貸与額から保証料を差し引いた、実際に振り込まれた金額です。1円単位となりますので注意してください。



ポイント

インターネットバンキングやATM からの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

6-6. 転学する時の手続き

退学せず、又は卒業せずに他の学校の相当学年へ移ることを転学といいます（同一学種の学校間（例えばA大学学部からB大学学部へ）に限ります）。

(1) 転学後、継続して貸与を希望する場合

今まで在学していた学校及び転学先の学校両方の学校長が認めれば、貸与の継続が可能です。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学後の学校の標準修業年限から、転学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

(2) 転学後、継続して貸与を希望する場合の手続き

転学前に転出校に申し出て、「転学奨学金継続願」（所定の用紙）を学校が定める期限までに提出してください。

転学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

6-7. 転学部（科）する時の手続き

在学する学校において、他の学部・学科・学群・課程に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、「転学部（科）届」（所定の用紙）を速やかに学校に提出することにより、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学部（科）後の標準修業年限から、転学部（科）前にすでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

また、転学部（科）により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

6-8. 編入学する時の手続き

編入学には、退学又は卒業後に引き続き同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校の修業年限の中途へ編入学する場合と、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業又は修了後に大学の修業年限の中途へ編入学する場合があります。



ポイント

大学院の編入学で奨学金の継続が認められる場合があるのは、同一課程への編入学となります。詳しくは在学している学校へお問い合わせください。

(1) 現在在学している大学を2年次終了時に退学し、他大学の2年次以上に編入学する場合

今まで在学していた学校及び編入学先の学校両方の学校長が貸与の継続を認めれば、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。編入学前に転出校に申し出て「編入学

奨学金継続願(編入学の1)」(所定の用紙)を学校が定める期限までに提出してください。

なお、第一種奨学金の場合、貸与期間は、編入学した学校の標準修業年限から編入学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。また、編入学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です(人的保証制度選択者のみ)。

①(事例)第一種奨学金の場合の貸与期間

第一種奨学金は、すでに2年間貸与を受けていますので、編入学先の標準修業年限が4年の場合はあと2年間、標準修業年限が6年の場合はあと4年間貸与を受けることができます。また、通学形態や設置者(国公立・私立)が変更となる場合は、貸与月額変更にかかる所定の用紙の提出が必要となる場合があります。

②(事例)第二種奨学金の場合の貸与期間

第二種奨学金については、編入学先を最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

(2) 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程で奨学金を受けて卒業又は修了後、4年制大学の2年次以上に編入学する場合

第二種奨学金であれば、継続して貸与を受けることができます(56ページの表を参照)。編入学した大学に申し出て「編入学奨学金継続願(編入学の2)」(所定の用紙)と「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」等必要な書類を編入学後、学校が定める期限までに提出してください。なお、継続できる奨学金は、貸与終了後1年以内のものに限ります。

①貸与期間

編入学した大学の定める編入学生の卒業に必要な修業年限の終期までです。したがって、編入学した大学の規定により、2年次に編入した場合も、その学年から最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

②「奨学生証」の交付及び「返還誓約書」の提出

編入学した場合、あらためて奨学生番号が付与され、「奨学生証」および「返還誓約書」が新たに交付されます。「返還誓約書」は学校が定めた期限までに提出してください。正しく提出されないと、編入学後に振り込まれた奨学金を全額返金していただいたうえで、採用取消になります。

なお、「編入学奨学金継続願(編入学の2)」によって採用された場合、返還誓約書は一部の情報(本人の住所及び連帯保証人等の氏名、住所等)が印字されていない状態で発行されます。返還誓約書に印字のない内容を書き加える場合、新規に情報を追加することとなりますので、学校から「返還誓約書記載事項訂正届」(所定の用紙)を受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

○短期大学等を卒業又は修了後に編入学した場合の貸与の可否

| 編入学後に貸与を希望する奨学金の種類 | 第一種 | 第二種 |
|--------------------|--|---|
| 編入学前の奨学金の種類 | | |
| 第一種 | × (継続はできません) ※編入学後の学校で第一種の新規申込は可能です。 | ○ (継続できます) ※奨学金の種類は第一種から第二種に変更されます。 |
| 第二種 | | ○ (継続できます) |

6-9. 貸与期間延長（第二種奨学金のみ）

(1) 貸与期間の延長

在学している学校が特に認めるときは、貸与終期から1年の範囲内で貸与期間の延長を申請することができます（第二種奨学金のみ）。

①延長できる事由

卒業延期の事由が下記（ア）～（エ）の場合に限ります。

- （ア）留学による場合
- （イ）傷病による場合
- （ウ）ボランティア活動による場合
- （エ）被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合

②延長を希望する場合

貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。提出期限等は、学校に確認してください。

(2) 貸与期間延長後の休止

第二種奨学金貸与期間延長後に休学・留学等により休止した場合、復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。延長後の貸与終期までに復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

(3) 長期履修学生

大学院以外の第二種奨学金の貸与期間は、長期履修学生であっても標準修業年限の終期までとなりますが、貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出することで、長期履修課程の修業年限の終期まで貸与期間を延長することができます。

詳しくは、学校に確認してください。

6-10. 緊急採用者の奨学金継続（第一種奨学金のみ）

(1) 緊急採用（第一種）の奨学金継続

緊急採用（第一種）（49 ページ参照）で採用された奨学生の貸与終期は採用された年度の年度末（3月）です。ただし、家計状況が好転しないなどの理由で引き続き緊急採用（第一種）奨学金を必要とする場合は、毎年継続を申請することができます。毎年申請し、承認された場合は、標準修業年限の終期まで貸与を継続することができます。

貸与の継続を希望する場合は、「奨学金継続に係る申告書」（所定の用紙）及び「緊急採用（第一種）奨学金継続願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

なお、給付奨学金を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合において、貸与月額が0円となっても、毎年の継続申請が必要です。

（2）緊急採用（第一種）の奨学金継続後（貸与中）の休止

緊急採用（第一種）奨学金継続後に休学・留学等により休止した場合、当年度中のみ復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。当年度中に復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

6-11. 留学時に奨学金を希望する時の手続き

（1）国内で奨学金の貸与を受けながら留学を希望する場合の貸与継続の取扱い

留学期間が3か月未満の場合、又は留学期間が3か月以上であっても、留学中の学籍上の身分が「留学」又は「在学」の場合は、「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出することなく、奨学金の継続を認めます。

ただし、留学期間が3か月以上で留学中の学籍上の身分が「休学」の場合は、「留学奨学金継続願」を在学している学校を通じて提出することにより、継続して奨学金の貸与を受けられる場合があります。奨学金の継続貸与を希望しない場合は、「休止」又は「辞退」の手続きをしてください。

（2）国内で奨学金の貸与を受けながら、留学により増額貸与を希望する場合の取扱い

現在貸与を受けている奨学金の種類によって、以下のとおり取扱いが異なります。

①第一種奨学金の貸与を受けている人

第二種奨学金（短期留学）の貸与を申し込むことができます。さらに留学時の一時金が必要な場合には、第二種奨学金（短期留学）の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

これらの申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

②第二種奨学金の貸与を受けている人

留学時の一時金が必要な場合には、現在貸与を受けている第二種奨学金を「休止」又は「辞退」し、新たに第二種奨学金（短期留学）の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与を申し込む必要があります。（留学時特別増額貸与奨学金のみの貸与を受けることはできません。）

この申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

（3）国内の大学等に在学しながら留学により奨学金の貸与を希望する場合の取扱い

国内の大学等に在学しながら今後留学により奨学金の貸与を希望する場合には、以下の種類の奨学金があります。

①第一種奨学金（海外協定派遣対象）

本機構が実施する「海外留学支援制度（協定派遣）」の給付を受け、さらに奨学金の貸与を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として有利子の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校にお問い合わせください。

②第二種奨学金（短期留学）

3か月以上1年以内の短期留学を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として有利子の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校にお問い合わせください。

（4）国内の大学等を卒業後、留学を希望する場合の取扱い

国内の大学等を卒業後、留学により奨学金の貸与を希望する場合には、以下の種類の奨学金があります。

①第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）

本機構が実施する「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の給付を受け、さらに奨学金の貸与を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として有利子の「入学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校へ問い合わせるか機構ホームページをご覧ください。

②第二種奨学金（海外）

海外の大学等へ学位取得を目的として留学する方が申し込むことができます。

また、入学時の一時金として有利子の「入学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校へ問い合わせるか機構ホームページをご覧ください。



ポイント

- 本機構が実施する海外留学支援制度（大学院学位取得型・協定派遣）及び官民協働海外留学支援制度の受給期間は、「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出せずに貸与の継続ができます。

7. 貸与額通知（年に1度の借用金額等の確認）

- 「貸与額通知」（60 ページ参照）は毎年 12 月～3 月頃にインターネットを通じて確認することができます。
- 「貸与額通知」には、前年度の「貸与額通知」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は貸与開始時期）から直近の振込日までの奨学金貸与額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

毎年 1 回、この 1 年間の借用状況等について「貸与額通知」の確認をしていただきます（スカラネット・パーソナルから確認）。

「貸与額通知」をもとに、順調に奨学金の貸与を受けているのか、貸与予定総額はいくらか、今の月額が適切か、また、今後も奨学金が必要かなどを確認し、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。

なお、「貸与額通知」は、あなたが人的保証選択者の場合は、必ず、連帯保証人及び保証人にも確認してもらってください。また、あなたが未成年の場合は、必ず、親権者（父母等）又は未成年後見人にも確認してもらってください。

確認後は、「奨学金継続願」を学校が定める期限までに提出（インターネット入力）していただくことになります（61 ページ参照）。

貸与額通知

(参考)

20XX年11月12日

貸与額通知 (第二種) 機関保証 利率固定方式

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり貸与しています。確認してください。なお、本通知の内容を連帯保証人・保証人(人的保証制度選択者)・親権者(後見人)にお知らせください。

氏名 機構 太郎
奨学生番号 8 X X 0 4 2 2 2 2 2 2
学籍(学生証)番号 1 2 3 4 5 6
学校名 学生支援大学 経済学部

独立行政法人
日本学生支援機構

記

- 現在の貸与額 300,000円
- 貸与の始期～貸与の終期(予定) 20XX年6月～20XX年3月
- 現在の貸与月額 50,000円
- 貸与の始期から終期までの貸与額(予定) 2,300,000円
- 振込明細(前回までにお知らせした振込額を除いています。)

| 振込日 | 振込額 | 備考 |
|-------------|---------|----|
| 20XX年6月11日 | 50,000円 | |
| 20XX年7月11日 | 50,000円 | |
| 20XX年8月11日 | 50,000円 | |
| 20XX年9月11日 | 50,000円 | |
| 20XX年10月11日 | 50,000円 | |
| 20XX年11月11日 | 50,000円 | |
| 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | 円 | |

次回振込予定額 20XX年12月11日 50,000円

本通知は 20XX年11月11日 振込後で作成してあります。

(注) 機関保証制度加入者の振込額には保証料が含まれています。

※本ページの「貸与額通知」は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

8. 奨学金継続願（年1回）

- 奨学生は、来年度も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の提出（インターネット入力（以下、「入力」といいます））です。
- 「奨学金継続願」提出（入力）時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます（62ページ参照）。
- 「奨学金継続願」を提出（入力）後、学校は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、来年度の奨学金が継続できない場合もあります（63ページ参照）。

8-1. 「奨学金継続願」の提出（入力）

(1) 「奨学金継続願」の提出（入力）方法

「奨学金継続願」はインターネットを通じて本機構へ提出します。84ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがって早めにスカラネット・パーソナルに登録してください。

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き4月からの奨学金の振込を希望するのを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。なお、給付奨学金を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合において、貸与月額が0円となっても、「奨学金継続願」の提出（入力）は必要です。

※当年度内に満期予定など、「奨学金継続願」の提出対象とならない場合があります。学校の指示に従ってください。

(2) 「奨学金継続願」の提出（入力）期間

提出（入力）期間は学校が定めていますので、学校の指示に従ってください。



ポイント

詳細な入力方法は、学校を通じてお知らせします。

8-2. 奨学金の継続を希望しない場合

スカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、「奨学金の継続を希望しません」を選択し、学校が定めた期限までに提出（入力）すると、4月以降の奨学金は辞退となります。

辞退後は、速やかに貸与終了後の手続き（53ページ参照）をおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予の手続き（78ページ参照）をしてください。

8-3. 「奨学金継続願」を提出（入力）しない場合

学校が定めた期限までにインターネットを通じて提出（入力）しない場合は、廃止となり奨学生の資格を失います。速やかに貸与終了後の手続き（53ページ参照）をおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予の手続き（78ページ参照）をしてください。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「奨学金継続願」を提出（入力）できないと予想される場合には、前もって学校に申し出てください。

8-4. 住所変更について

住所が変更された場合は、「住所変更届」（所定の用紙）を学校に提出していただく場合があります（51 ページ参照）。

奨学生本人の住所、電話番号、携帯電話番号に変更や訂正が生じた場合は、「奨学金継続願」からも、変更後住所等の届出を行うことができます。

8-5. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の提出（入力）時に直近1年間の収支状況等を報告してもらいます。

支出に比べて収入が一定額以上に多いときには、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者から面接等で指導を受ける場合があります。

将来の返還を意識して貸与月額を選択するようにしてください。また、奨学金を含め毎月の収支についてよく認識したうえで学生生活を送ってください。

（参考）2020年度の適格認定では、直近1年間の収支状況について、次の内容を報告してもらいました。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。

なお、報告する内容については追加等が生じることがあります。

| 大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校 | |
|-----------------------|---------------------------|
| あなたの1年間の<収入> | あなたの1年間の<支出> |
| ①家庭からの給付 | ①学費（授業料等） |
| ②日本学生支援機構の奨学金 | ②修学費（図書費・通学費等） |
| ③日本学生支援機構以外の奨学金 | ③家賃（家族と同居していない場合のみ） |
| ④アルバイト等収入 | ④食費（家族と同居している場合は外食費用） |
| ⑤その他 | ⑤光熱水料通信費（家族と同居している場合は通信費） |
| | ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） |
| | ⑦その他 |

| 大 学 院 | |
|-----------------|---------------------------|
| あなたの1年間の<収入> | あなたの1年間の<支出> |
| ①アルバイト等収入 | ①学費（授業料等） |
| ②配偶者の定職収入 | ②修学費（図書費・通学費等） |
| ③日本学生支援機構の奨学金 | ③家賃（父母と同居していない場合のみ） |
| ④日本学生支援機構以外の奨学金 | ④食費（父母と同居している場合は外食費用） |
| ⑤父母等からの給付 | ⑤光熱水料通信費（父母と同居している場合は通信費） |
| ⑥その他 | ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） |
| | ⑦その他 |

9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）

- 学校は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定のうえ本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

9-1. 適格認定による奨学金の継続

(1) 適格認定の実施時期

あなたが提出（入力）した「奨学金継続願」（61ページ参照）の内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。

「適格認定」は、64ページ「(3) 適格認定の区分」に記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「奨学金継続願」を提出（入力）しても、翌年度も必ず継続して貸与されとは限りません。

また、卒業（修了）延期が確定した場合や、性行不良等により奨学生としての適格性に疑義が生じた場合にも、その都度「適格認定」は実施されます。

(2) 適格認定の3つの要素

適格認定は、次の3つの要素に基づき行われます。

①人物について

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が確定した人、又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い人等は、適格認定において奨学金は原則「廃止」となります。

③経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。



当年度の修得単位（科目）数が皆無の人、又は極めて少ない人も、奨学金は原則「廃止」となります。

(3) 適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

- ①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。
- ②停止……1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として学校長が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、下記9-2を参照してください。
- ③警告……(ア) 奨学金の交付を継続します。
(イ) 学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し、指導します。
- ④継続……奨学金の交付を継続します。

(4) 「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は、4月以降の奨学金は振り込まれません。

9-2. 適格認定で「停止」されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

- (1) 停止期間満了時の学校が定める期限までに、交付の再開を願い出る「奨学生学修状況届」（所定の用紙）を提出してください。
- (2) 学校が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活させることがあります。
※奨学金の交付が停止されている事由（学業不振等）を解消することが必要です。



ポイント

- 「学校処分」を理由として奨学金の交付を停止されていた人が「復活」する場合は、貸与期間の終期を延長することはできません。
- 奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。

9-3. 適格認定で「停止」「警告」と認定された場合の「処置通知」等

「停止」「警告」のいずれかの処置となった場合は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。学校から配付される「処置通知」等の内容を理解したうえで、学業に精励してください。



ポイント

- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時にさかのぼって「廃止」又は「停止」に処置を変更します。
- さかのぼって処置の変更をされた場合は、そのさかのぼった期間に振り込まれた奨学金を速やかに返金しなければなりません。

10. 進学する場合

- 学校を卒業後、引き続き進学し、奨学金を受けたい場合は、進学先で改めて申込みをしてください。(本機構の奨学金を取り扱っているかどうか、事前に進学先に確認してください。)
- 在学中のため返還期限の猶予(返還の先送り)を希望する場合は、進学先で在学猶予の手続きをしてください。

10-1. 申込み方法

(1) 在学採用

進学した後に奨学金を申し込むことを、「在学採用」といいます。申込みは、進学先の学校で受け付けます。実施時期などは、進学先の学校にお問い合わせください。



ポイント

専修学校専門課程の学校の中には、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない学校や学科がありますので、必ず進学予定の学校にお問い合わせください。

(2) 予約採用(大学院への進学の場合のみ)

進学する前に奨学金を申し込むことを、「予約採用」といいます。申込みは、進学予定先の大学院で受け付けます。



ポイント

予約採用を実施しない大学院もありますので、必ず進学予定先にお問い合わせください。

10-2. 貸与期間

過去に本機構の奨学金の貸与を受けた人が、同一学種(課程)で、新たに同じ貸与種別の奨学金(第一種奨学金または第二種奨学金)を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができなかったりする場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、第一種奨学金は、手続きにより全ての学種(課程)を通じて1回限り、第二種奨学金は、各々の学種(課程)において1回限り、現在に在学する学校の標準修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳細については、学校にお問い合わせください。

10-3. 在学猶予

奨学金の貸与期間終了後に引き続き進学(又は在学)し、卒業まで返還期限の猶予(返還の先送り)を希望する場合は、速やかに在学先で在学猶予(78ページ参照)の手続きをしてください。在籍期間中は最長10年まで返還期限が猶予されます。ただし、在学猶予を受けることができない学校の場合は、別途、返還期限猶予(78ページ参照)を願い出る必要があります。詳細については、学校にお問い合わせください。

11. 特に優れた業績による返還免除

- 本制度は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。
- 申請は、奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。該当する年度に大学に申請し、大学から本機構に推薦された人を対象に、本機構において審査のうえ決定します。
- 申請年度は大学院を修了した年度とは限りません。機会を逃すと申請できませんのでご注意ください。

11-1. 「特に優れた業績による返還免除」制度

(1) 概要

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会（外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」学生においては、機構に設置される委員会）の審議に基づき推薦する人について、その専攻分野に関する論文その他の「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。

なお、博士課程については返還免除内定制度があります。博士課程に入学して第一種奨学金の貸与を受ける人（海外留学支援制度の「大学院学位取得型」及び「協定派遣」は対象外）のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を上げる見込みがあると認められた人について、博士課程1年次に返還免除の内定を受けることができる制度です。貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時は、返還免除の内定を取り消します。ただし、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった時は、内定取消の対象外とします。

(2) 対象者

大学院第一種奨学金採用者で、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人。

11-2. 業績の種類と評価基準

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績の種類と、本機構の定める評価基準（次表）に基づき、各大学が具体的な評価項目を設定し、総合的な評価を行います。

なお、博士課程については、返還免除内定者および専攻分野に関する芸術またはスポーツにおいて優れた業績がある場合を除き、学位論文やその他研究論文において優れた業績があることを必須とします。

| 項番 | 業績の種類 | 機構が定める評価基準 |
|----|--------------------------------------|--|
| 1 | 学位論文その他の研究論文 | 学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること |
| 2 | 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果 | 特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること |
| 3 | 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果 | 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること |
| 4 | 著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。） | 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること |
| 5 | 発明 | 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること |
| 6 | 授業科目の成績 | 講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること |
| 7 | 研究又は教育に係る補助業務の実績 | リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた実績を挙げたと認められること |
| 8 | 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 | 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること |
| 9 | スポーツの競技会における成績 | 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること |
| 10 | ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 | 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること |
| 11 | その他機構が定める業績 | 大学院博士課程において、停止又は廃止の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること（修業年限内で課程を修了できないことが、災害、傷病、感染症の影響その他やむを得ない事由によるものと認められるときは、修業年限内で課程を修了したものとみなす。）。ただし、修業年限の終期により前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること |

11-3. 返還免除の願出

(1) 応募期間

貸与が終了する年度に大学が設定する応募期間中に願出してください。

貸与が終了した年度の翌年度以降に願出することはできません。貸与が終了した年度の翌年度以降に大学院を修了する場合、修了時に願出することはできませんので特にご注意ください。辞退・退学等の異動により貸与終了する場合は、「異動願（届）」を提出のうえ、応募期間中に願出してください。特に年度末間近の辞退・退学等の異動については、大学の指示に従って手続期限に十分注意してください。

(2) 願出方法

返還免除を希望する人は、大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式）を大学に提出してください。添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

(3) 貸与終了時の手続き

貸与終了時に、奨学金の返還に使用する振替用口座（リレー口座）への加入手続きを必ず行ってください。

(4) 外国の大学院で貸与を受けた場合

外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」の人は、国内連絡先へ送付される募集要項を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで、募集要項に記載の本機構返還免除課宛に簡易書留などにより郵送してください。

※博士課程を対象とする返還免除内定制度は、上記とは別に、博士課程に入学した年度に募集します。応募期間・願出方法等については、大学にお問い合わせください。

11-4. 認定

(1) 返還免除候補者の推薦

大学は、学内選考委員会において申請者の業績について総合的に評価を行い、本機構に推薦します。

(2) 本機構の認定

- ①返還免除者の認定は、学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。
- ②全額免除、半額免除の認定は、各大学院ごとに課程別に推薦された奨学生に付された順位の上位1/3以内（2017年度進学者より、国立大学の大学院修士課程においては上位1/6以内、同博士課程においては上位1/2以内）の人を全額免除とし、それ以外の人を半額免除とすることを基本とします。

ただし、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定されない場合があります。

(3) 認定結果通知

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。（大学から本機構に推薦されなかった申請者に対しては、本機構から通知しません。）

海外大学院学位取得型の人は、国内連絡先に通知します。

11-5. その他

(1) 年度途中で貸与が終了する人へ

年度の早い時期に辞退・退学等により貸与が終了する人については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来することがあります。返還免除を希望する人は、認定結果が確定するまでの間に返還が始まらないよう、速やかに「奨学金返還期限猶予願」（貸与終了時に配布される「返還のてびき」参照）を「業績優秀者返還免除申請書」の写し等と併せて大学に提出してください。提出により、貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

海外大学院学位取得型の人は、「奨学金返還期限猶予願」を募集要項に記載の本機構返還免除課宛に、簡易書留などにより郵送してください。提出により、貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

なお、貸与終了後も引き続き在学する人は、在学猶予（78ページ参照）の手続きをしてください。

詳しくは大学にお問い合わせください。

(2) 半額免除の認定を受けた場合

半額免除の認定を受けた人は、借入金額から免除額を差し引いた金額で返還が開始されます。

(3) 機関保証制度を選択した場合の保証料について

機関保証制度を利用した場合、保証料を一部返還することがあります。

全額免除の場合、特に優れた業績による返還免除の認定通知を受領した時から約2か月後に返還します。

半額免除の認定を受けた場合、残額を返還し終わって返還完了通知を受領した時から約2か月後に返還します。

いずれの場合も、機関保証業務実施機関である公益財団法人日本国際教育支援協会から、振替用口座（リレー口座）へ振り込む予定です。

12. 貸与終了時の手続き

- 学校から「貸与奨学金返還確認票」と「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を受けとってください。
- 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
- 奨学生が振替用口座（リレー口座）に加入する必要があります。
- 加入手続きをしたのち、「口座振替（リレー口座）加入申込書」様式3の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

12-1. 貸与奨学金返還確認票

(1) 内容の確認

貸与終了時に交付される貸与奨学金返還確認票（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の借用金額等、返還に係る情報が印字されています。

機関保証制度選択者の場合は本人以外の連絡先として届け出ている方に、人的保証制度選択者は連帯保証人及び保証人に、必ず確認してもらってください。

(2) 内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、連帯保証人又は保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物を変更する場合は、すぐに学校に申し出てください。

12-2. 振替用口座（リレー口座）

(1) 振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

奨学生が卒業後に返還するお金が後輩の貸与奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

(2) 振替用口座への加入手続

金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を提出してください。その後、学校が指定する期日までに、「口座振替（リレー口座）加入申込書」様式3の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

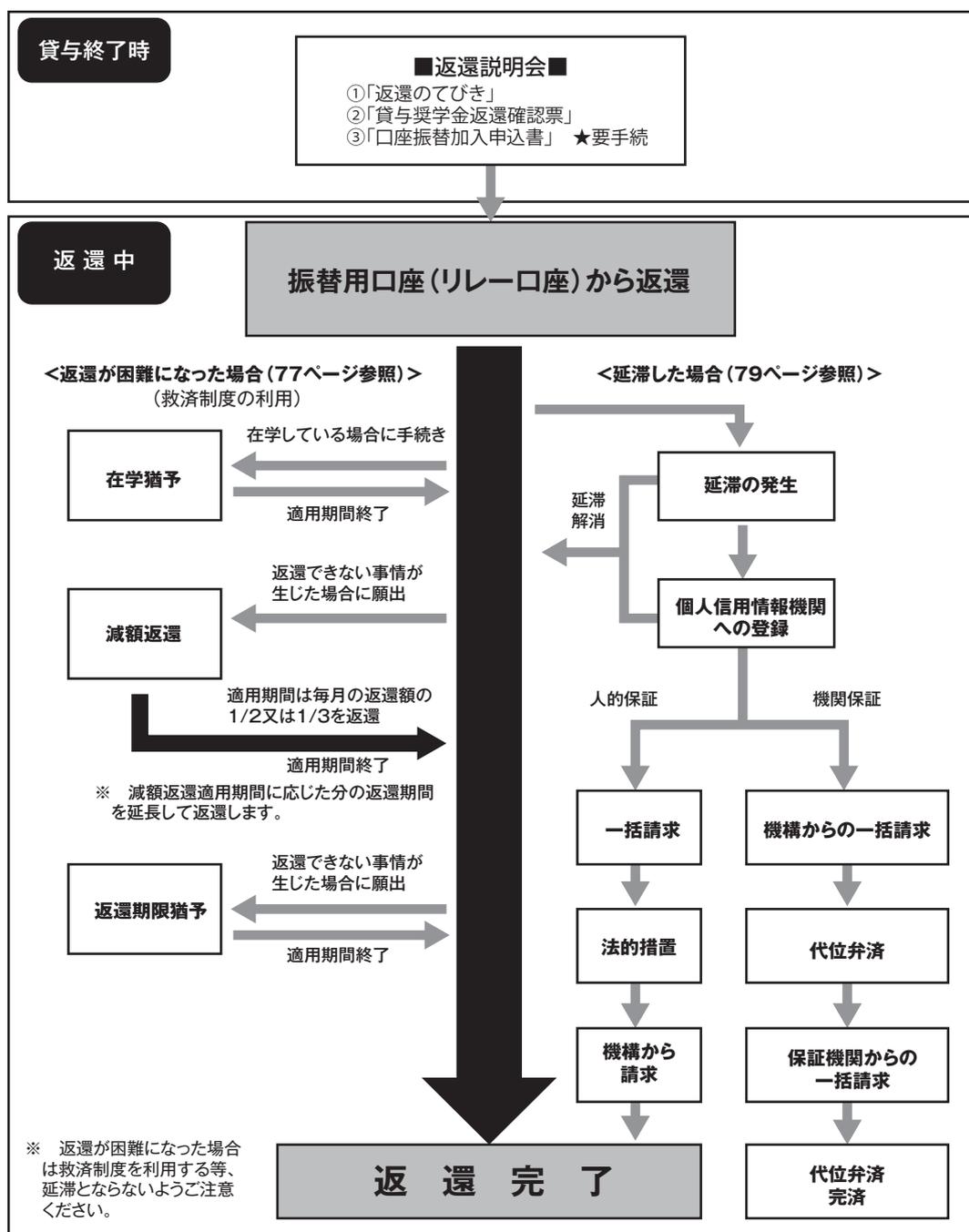


奨学金の振込口座と同じ口座で返還する場合でも、必ず加入手続きが必要です。

ポイント

第三部 返還

図解 2 <貸与終了から返還完了まで>



※ 減額返還・返還期限猶予の最新の制度の内容は、本機構のホームページ等をご確認ください。



ポイント

- 貸与終了時には、振替用口座(リレー口座)の手続きが必要です(71ページ参照)。
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります(73ページ参照)。
- 返還が困難になった場合は、救済制度(77ページ参照)がありますので、本機構にご相談ください。

1. 奨学金の返還

- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。3月に貸与終了、または3月末に在学猶予が終了した場合は、10月から返還が始まります。
- 月賦返還の場合は、登録された振替用口座から毎月27日に引き落としします。
- 月賦・半年賦併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落としします。なお、1月と7月の返還額は、その他の月の約7倍になります。
- 住所や電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に新しい住所等を届け出なくてはなりません。
- 返還が困難になった場合は、必ず、本機構に連絡し、相談してください。

1-1. 奨学金の返還方法及び返還例

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落とし）により行います。本機構では口座振替による返還方法及び返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

①振替用口座の加入手続き

貸与終了時に配られる「返還のてびき」に挟んである「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を金融機関の窓口に提出してください。

【取扱金融機関】

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び一部の漁業協同組合

②返還方法（定額返還方式選択者）

「月賦」と「月賦・半年賦併用」のどちらかを返還誓約書提出時に選択しています。

※ 所得連動返還方式（9ページ参照）を選択している場合は、月賦返還のみとなります。

(2) 奨学金の返還開始時期

返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目に始まります（3月に貸与終了した場合は10月から始まります）。

(3) 月々の奨学金返還額（定額返還方式の場合）

「月賦」の場合は毎月27日に引き落としします。

「月賦・半年賦併用」の場合は毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落としします（1月と7月の返還額は、月賦と半年賦が同時に引き落とされるので、その他の月の約7倍の返還額です）。

74～76ページの返還例を参考にしてください。なお、返還金の全部又は一部を繰上返還することもできます。

本機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」（86ページ参照）で、返還額等の試算をすることができます。

説明 1 第一種奨学金の場合の主な返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

【返還例 1-1】 高等専門学校で借りた場合

貸与月数 60 か月

| 区 分 | | 貸与月額 1, 2, 3 学年 | 貸与月額 4, 5 学年 | 返還総額 | 月賦返還額 | 返還回数 (期間) |
|-----|--------|--------------------|-----------------|-------------|----------|--------------|
| 国公立 | 自 宅 | 21,000 円 | 45,000 円 | 1,836,000 円 | 10,928 円 | 168 回 (14 年) |
| | 自宅外 | 22,500 円 | 40,000 円 | 1,770,000 円 | 11,346 円 | 156 回 (13 年) |
| | | | 51,000 円 | 2,034,000 円 | 12,107 円 | 168 回 (14 年) |
| 私 立 | 自 宅 | 32,000 円 | 40,000 円 | 2,112,000 円 | 12,571 円 | 168 回 (14 年) |
| | | | 53,000 円 | 2,424,000 円 | 13,466 円 | 180 回 (15 年) |
| | 自宅外 | 35,000 円 | 40,000 円 | 2,220,000 円 | 13,214 円 | 168 回 (14 年) |
| | | | 50,000 円 | 2,460,000 円 | 13,666 円 | 180 回 (15 年) |
| | | | 60,000 円 | 2,700,000 円 | 15,000 円 | 180 回 (15 年) |
| 国公立 | 自宅・自宅外 | 10,000 円 | 20,000 円 | 840,000 円 | 7,000 円 | 120 回 (10 年) |
| | | | 30,000 円 | 1,080,000 円 | 7,500 円 | 144 回 (12 年) |

【返還例 1-2】 短期大学及び専修学校専門課程（2年課程）で借りた場合

貸与月数 24 か月

| 区 分 | | 貸与月額 | 返還総額 | 月賦返還額 | 返還回数 (期間) |
|-----|--------|----------|-------------|---------|--------------|
| 国公立 | 自 宅 | 45,000 円 | 1,080,000 円 | 7,500 円 | 144 回 (12 年) |
| | 自宅外 | 40,000 円 | 960,000 円 | 8,000 円 | 120 回 (10 年) |
| | | | 1,224,000 円 | 8,500 円 | 144 回 (12 年) |
| 私 立 | 自 宅 | 40,000 円 | 960,000 円 | 8,000 円 | 120 回 (10 年) |
| | | | 1,272,000 円 | 8,833 円 | 144 回 (12 年) |
| | 自宅外 | 40,000 円 | 960,000 円 | 8,000 円 | 120 回 (10 年) |
| | | | 1,200,000 円 | 8,333 円 | 144 回 (12 年) |
| | | | 1,440,000 円 | 9,230 円 | 156 回 (13 年) |
| 国公立 | 自宅・自宅外 | 20,000 円 | 480,000 円 | 4,444 円 | 108 回 (9 年) |
| | | | 720,000 円 | 6,666 円 | 108 回 (9 年) |

【返還例 1-3】 大学学部で借りた場合

貸与月数 48 か月

| 区 分 | | 貸与月額 | 返還総額 | 月賦返還額 | 返還回数 (期間) |
|-----|--------|----------|-------------|----------|--------------|
| 国公立 | 自 宅 | 45,000 円 | 2,160,000 円 | 12,857 円 | 168 回 (14 年) |
| | 自宅外 | 40,000 円 | 1,920,000 円 | 12,307 円 | 156 回 (13 年) |
| | | | 2,448,000 円 | 13,600 円 | 180 回 (15 年) |
| 私 立 | 自 宅 | 40,000 円 | 1,920,000 円 | 12,307 円 | 156 回 (13 年) |
| | | | 2,592,000 円 | 14,400 円 | 180 回 (15 年) |
| | 自宅外 | 40,000 円 | 1,920,000 円 | 12,307 円 | 156 回 (13 年) |
| | | | 2,400,000 円 | 13,333 円 | 180 回 (15 年) |
| | | | 3,072,000 円 | 14,222 円 | 216 回 (18 年) |
| 国公立 | 自宅・自宅外 | 20,000 円 | 960,000 円 | 8,000 円 | 120 回 (10 年) |
| | | | 1,440,000 円 | 9,230 円 | 156 回 (13 年) |

【返還例 1-4】 大学院で借りた場合

貸与月数 修士課程 24 か月、博士課程 36 か月

| 区 分 | 貸与月額 | 返還総額 | 月賦返還額 | 返還回数 (期間) |
|------|-----------|-------------|----------|--------------|
| 修士課程 | 50,000 円 | 1,200,000 円 | 8,333 円 | 144 回 (12 年) |
| | 88,000 円 | 2,112,000 円 | 12,571 円 | 168 回 (14 年) |
| 博士課程 | 80,000 円 | 2,880,000 円 | 15,000 円 | 192 回 (16 年) |
| | 122,000 円 | 4,392,000 円 | 18,300 円 | 240 回 (20 年) |

※ 所得連動返還方式（9 ページ参照）を選択している場合は、貸与終了後の収入・所得に応じて返還月額・返還回数が変わります。

$$\text{返還月額} = (\text{課税総所得金額} \times 9\%) \div 12$$

説明 2 第二種奨学金の場合の返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

- ① 利率0.070%（増額部分の貸与利率0.270%）は、2020年3月末貸与終了者の利率（利率固定方式）で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ② 《参考》利率3.0%は、上限である貸与利率で、返還例2-4及び2-5の増額部分の貸与利率は3.2%で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ③ 返還総額には、利子を含んでいます。
- ④ 端数調整の関係で、返還回数に月賦返還額を乗じても、返還総額にならない場合があります。
- ⑤ 「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね5年ごとに利率が見直され、月賦返還額が増減します。

【返還例 2-1】短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（2年課程）で借りた場合

| 貸与月額 (円) | 貸与月数 (月) | 貸与総額 (円) | 利率0.070%の場合 | | 《参考》利率3.0% (上限) の場合 | | 返還回数 (回) | 返還年数 (年) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | | |
| 20,000 | 24 か月 | 480,000 | 481,638 | 4,459 | 555,329 | 5,141 | 108 | 9 |
| 30,000 | 24 か月 | 720,000 | 722,485 | 6,689 | 833,004 | 7,713 | 108 | 9 |
| 40,000 | 24 か月 | 960,000 | 963,661 | 8,030 | 1,126,462 | 9,386 | 120 | 10 |
| 50,000 | 24 か月 | 1,200,000 | 1,205,422 | 8,370 | 1,448,002 | 10,055 | 144 | 12 |
| 60,000 | 24 か月 | 1,440,000 | 1,447,021 | 9,276 | 1,761,917 | 11,293 | 156 | 13 |
| 70,000 | 24 か月 | 1,680,000 | 1,688,788 | 10,052 | 2,084,144 | 12,405 | 168 | 14 |
| 80,000 | 24 か月 | 1,920,000 | 1,929,385 | 12,368 | 2,349,227 | 15,059 | 156 | 13 |
| 90,000 | 24 か月 | 2,160,000 | 2,171,325 | 12,924 | 2,679,629 | 15,950 | 168 | 14 |
| 100,000 | 24 か月 | 2,400,000 | 2,413,426 | 13,407 | 3,018,568 | 16,769 | 180 | 15 |
| 110,000 | 24 か月 | 2,640,000 | 2,654,779 | 14,749 | 3,320,402 | 18,446 | 180 | 15 |
| 120,000 | 24 か月 | 2,880,000 | 2,897,134 | 15,089 | 3,672,102 | 19,125 | 192 | 16 |

【返還例 2-2】大学学部、専修学校専門課程（4年課程）で借りた場合

| 貸与月額 (円) | 貸与月数 (月) | 貸与総額 (円) | 利率0.070%の場合 | | 《参考》利率3.0% (上限) の場合 | | 返還回数 (回) | 返還年数 (年) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | | |
| 20,000 | 48 か月 | 960,000 | 963,661 | 8,030 | 1,126,462 | 9,386 | 120 | 10 |
| 30,000 | 48 か月 | 1,440,000 | 1,447,021 | 9,276 | 1,761,917 | 11,293 | 156 | 13 |
| 40,000 | 48 か月 | 1,920,000 | 1,929,385 | 12,368 | 2,349,227 | 15,059 | 156 | 13 |
| 50,000 | 48 か月 | 2,400,000 | 2,413,426 | 13,407 | 3,018,568 | 16,769 | 180 | 15 |
| 60,000 | 48 か月 | 2,880,000 | 2,897,134 | 15,089 | 3,672,102 | 19,125 | 192 | 16 |
| 70,000 | 48 か月 | 3,360,000 | 3,383,531 | 14,840 | 4,461,524 | 19,567 | 228 | 19 |
| 80,000 | 48 か月 | 3,840,000 | 3,868,252 | 16,117 | 5,167,586 | 21,531 | 240 | 20 |
| 90,000 | 48 か月 | 4,320,000 | 4,351,801 | 18,132 | 5,813,549 | 24,222 | 240 | 20 |
| 100,000 | 48 か月 | 4,800,000 | 4,835,344 | 20,146 | 6,459,510 | 26,914 | 240 | 20 |
| 110,000 | 48 か月 | 5,280,000 | 5,318,892 | 22,162 | 7,105,485 | 29,605 | 240 | 20 |
| 120,000 | 48 か月 | 5,760,000 | 5,802,436 | 24,177 | 7,751,445 | 32,297 | 240 | 20 |

【返還例 2-3】 大学院で借りた場合

| 貸与月額 (円) | 貸与月数 (月) | 貸与総額 (円) | 利率0.070%の場合 | | 《参考》利率3.0% (上限) の場合 | | 返還回数 (回) | 返還年数 (年) |
|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | 返還総額 (円) (元金 + 利子) | 月賦返還額 (円) | 返還総額 (円) (元金 + 利子) | 月賦返還額 (円) | | |
| 50,000 | 24 か月 | 1,200,000 | 1,205,422 | 8,370 | 1,448,002 | 10,055 | 144 | 12 |
| | 36 か月 | 1,800,000 | 1,808,794 | 11,594 | 2,202,404 | 14,117 | 156 | 13 |
| | 48 か月 | 2,400,000 | 2,413,426 | 13,407 | 3,018,568 | 16,769 | 180 | 15 |
| | 60 か月 | 3,000,000 | 3,018,904 | 14,798 | 3,877,457 | 19,007 | 204 | 17 |
| 80,000 | 24 か月 | 1,920,000 | 1,929,385 | 12,368 | 2,349,227 | 15,059 | 156 | 13 |
| | 36 か月 | 2,880,000 | 2,897,134 | 15,089 | 3,672,102 | 19,125 | 192 | 16 |
| | 48 か月 | 3,840,000 | 3,868,252 | 16,117 | 5,167,586 | 21,531 | 240 | 20 |
| | 60 か月 | 4,800,000 | 4,835,344 | 20,146 | 6,459,510 | 26,914 | 240 | 20 |
| 100,000 | 24 か月 | 2,400,000 | 2,413,426 | 13,407 | 3,018,568 | 16,769 | 180 | 15 |
| | 36 か月 | 3,600,000 | 3,626,478 | 15,110 | 4,844,592 | 20,185 | 240 | 20 |
| | 48 か月 | 4,800,000 | 4,835,344 | 20,146 | 6,459,510 | 26,914 | 240 | 20 |
| | 60 か月 | 6,000,000 | 6,044,213 | 25,184 | 8,074,435 | 33,642 | 240 | 20 |
| 130,000 | 24 か月 | 3,120,000 | 3,140,752 | 14,540 | 4,087,467 | 18,923 | 216 | 18 |
| | 36 か月 | 4,680,000 | 4,714,463 | 19,643 | 6,297,973 | 26,242 | 240 | 20 |
| | 48 か月 | 6,240,000 | 6,285,984 | 26,191 | 8,397,410 | 34,988 | 240 | 20 |
| | 60 か月 | 7,800,000 | 7,857,513 | 32,739 | 10,496,771 | 43,736 | 240 | 20 |
| 150,000 | 24 か月 | 3,600,000 | 3,626,478 | 15,110 | 4,844,592 | 20,185 | 240 | 20 |
| | 36 か月 | 5,400,000 | 5,439,780 | 22,665 | 7,266,917 | 30,279 | 240 | 20 |
| | 48 か月 | 7,200,000 | 7,253,075 | 30,221 | 9,689,270 | 40,372 | 240 | 20 |
| | 60 か月 | 9,000,000 | 9,066,382 | 37,776 | 12,111,680 | 50,464 | 240 | 20 |

【返還例 2-4】 私立大学の医・歯・薬・獣医学で最高月額 12 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

| 貸与月額 (円) | 貸与月数 (月) | 貸与総額 (円) | 利率0.070%の場合 | | 《参考》利率3.0% (上限) の場合 | | 返還回数 (回) | 返還年数 (年) |
|---|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | | |
| 医・歯学課程 160,000円 (40,000円増) | 72 か月 | 11,520,000 | 11,604,999 | 48,354 | 15,575,066 | 64,896 | 240 | 20 |
| 獣医学課程 薬学課程 6年制 140,000円 (20,000円増) | 72 か月 | 10,080,000 | 10,154,363 | 42,309 | 13,601,135 | 56,671 | 240 | 20 |
| 薬学課程 4年制 140,000円 (20,000円増) | 48 か月 | 6,720,000 | 6,769,535 | 28,206 | 9,067,342 | 37,781 | 240 | 20 |

【返還例 2-5】 法科大学院で最高月額 15 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

| 貸与月額 (円) | 貸与月数 (月) | 貸与総額 (円) | 利率0.070%の場合 | | 《参考》利率3.0% (上限) の場合 | | 返還回数 (回) | 返還年数 (年) |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | 返還総額 (円) | 月賦返還額 (円) | | |
| 190,000 (40,000円増) | 24 か月 | 4,560,000 | 4,903,502 | 20,431 | 6,160,586 | 25,668 | 240 | 20 |
| | 36 か月 | 6,840,000 | 7,355,345 | 30,646 | 9,240,909 | 38,503 | 240 | 20 |
| 220,000 (70,000円増) | 24 か月 | 5,280,000 | 5,677,767 | 23,657 | 7,147,526 | 29,781 | 240 | 20 |
| | 36 か月 | 7,920,000 | 8,516,726 | 35,486 | 10,721,397 | 44,672 | 240 | 20 |

1-2. 繰上返還

(1) 繰上返還の申込み

貸与終了後に、奨学金の全額もしくは一部を繰上返還することができます。一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。希望するときは、以下のいずれかの方法で申込みをしてください。

- ① スカラネット・パーソナル（84ページ参照）で申し込む。
- ② 「繰上返還申込書」を郵送、又はFAXで送信し申し込む。

※ 繰上返還申込書については、本機構ホームページに掲載しています。

(2) 繰上返還時の利子

第二種奨学金を繰上返還した場合は、その繰上にあたる期間の利子はかかりません。ただし、繰上返還をしても、据置期間に係る利子がかかります。



ポイント

「据置期間に係る利子」とは、貸与終了後、返還が始まるまでの期間に賦課される利子のことです。

(3) 支払い済み保証料の返戻（機関保証制度選択者の場合）

次の①又は②のどちらかに該当する場合は、保証機関から支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還又は一部繰上返還をして返還期間が短縮されて返還完了となったとき。
- ② 本機構において返還免除の適用を受けて返還完了となったとき。



ポイント

支払い済み保証料は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座に返金されます。

1-3. 返還が困難になった場合（救済制度）

返還が困難になった場合は以下の救済制度があります。いずれの場合も、必ず本機構に連絡し相談してください。仮に延滞となっても早期に解消することが大切です。決して放置しないで本機構に相談してください。

※ 減額返還・返還期限猶予にはどちらも願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

(1) 減額返還

願出により、月々返還する金額を1/2もしくは1/3に減らすことができます（1年ごとの願出）。減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します。

例) 月々返還する金額を1/2に減額した場合は、6か月分の金額を12か月で返還することになります。また、1/3に減額した場合は、4か月分の金額を12か月で返還することになります。

- ・ 利子を含む返還予定総額は変わりません。
- ・ 通算15年（180か月）まで願出が可能です。
- ・ 奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。
 - ※ 返還を延滞した場合は願出はできません（延滞を解消した後に願出可能です）。
 - ※ 返還方法で「所得連動返還方式（9ページ参照）」を選択している奨学金については、減額返還を申し込むことはできません。

(2) 返還期限猶予

- ・ 願出により、月々の返還を先送りにすることができます（1年ごとの願出）。先送りにした分、返還完了が遅くなります。
- ・ 利子を含む返還予定総額は変わりません。
- ・ 通算10年（120か月）まで取得が可能です。
 - ※ 傷病等の一定の条件に該当する場合は、取得年数の制限なく願出することができます。
- ・ 奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。

(3) 猶予年限特例（奨学生証 16 ページ⑨に印字）の返還期限猶予

- ・ 奨学生証の返還方式の後に（猶予年限特例）と印字されている場合は、当該奨学生番号の返還分については、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願出することができます。

(4) 在学猶予（在学中）

- ・ 国内の大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。
- ・ スカラネット・パーソナル（84 ページ参照）で願出が可能です。1回の願出で卒業予定期まで手続きできます。
- ・ 通算10年（120か月）まで取得が可能です。
 - ※ 休学や留年による卒業延期、通信制学部（科）での在学の場合は、1年ごとの願出が必要です。
 - ※ 研究生・聴講生・選科履修生・科目等履修生としての在籍、及び専修学校一般課程・各種学校・無認可校は対象になりません。

【ポイント】

| | 減額返還 | 返還期限猶予 | 在学猶予 |
|----|---|---------|--|
| 事由 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 低収入の場合 ■ 地震などの災害にあった場合 ■ 病気で働けない場合 など | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 進学した場合 ■ 辞退した場合 ■ 留年した場合^(注) |
| 基準 | 【給与所得者】年間収入金額の目安 | | 【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ● 専修学校（一般課程） ● 各種学校 ● 科目等履修生 など |
| | 325万円以下 | 300万円以下 | |
| 提出 | 奨学生本人が直接、機構へ提出 | | 学校を通して提出 （注）留年及び通信教育課程に在籍している場合は、1年ごとに提出が必要 |

(5) 返還免除

死亡、精神もしくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

※ 精神もしくは身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限りです。

1-4. 返還を延滞した場合**(1) 延滞金**

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金（第二種奨学金に賦課される利子は除く、元金のみ）に対し、年（365日あたり）3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(2) 請求・督促

延滞すると、文書に併せ、電話で督促が行われます。人的保証選択者は、連帯保証人や保証人へもお知らせします。それでも返還に応じない場合は、本機構が委託した債権回収会社が、奨学金の回収を行います。

(3) 個人情報情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。（80ページ「2. 個人情報情報機関の利用」参照）

(4) 法的手続き

人的保証制度選択者が長期に渡って延滞が解消しない場合、返還未済額の全部、利子（第二種奨学金）、及び延滞金を一括で請求します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立てを行う等、法的手続きをとることがあります。

(5) 代位弁済

機関保証制度選択者の場合、本機構からの督促に応じないと、一定期間の督促後、保証機関（協会）に保証債務の弁済（代位弁済）を請求し、以後保証機関（協会）からあなたに督促することになります（7ページ「1-2. 奨学金の返還を延滞した場合」参照）。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

**自覚を持って、返還につとめてください。
返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。**

2. 個人信用情報機関の利用

- 本機構では、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止するため、個人信用情報機関を利用しています。
- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。
- 奨学生全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなったりする場合があります。

(1) 個人信用情報機関とは

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（各種ローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を登録し、会員における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供しています。会員は、個人信用情報機関を利用することにより、消費者等への過剰貸付（多重債務）の防止や審査事務の迅速化を図っています。

【補足説明】

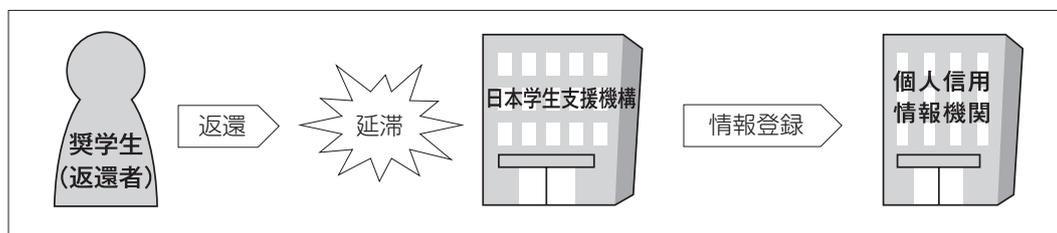
2008年6月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことであるとの提言がなされました。本機構は、3か月以上の延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ登録することとして、2008年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟し、2010年4月から個人信用情報機関への情報提供を始めました。※一般的には各種ローンの契約やクレジットカード作成の際に登録されますが、本機構の奨学金事業は教育事業であることから、3か月以上の延滞者に限って登録することとしています。

(2) 個人信用情報機関に個人情報を登録する条件

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。

(3) 個人情報情報機関に登録される内容

本人の個人情報として氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先等が登録されます。また、契約の情報として貸与額、最終返還期日等、その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の返還状況も登録されます。



(4) 個人情報情報機関に登録された場合

個人情報情報機関に延滞者として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。それによって、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりすることがあります。

また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。



(5) 個人情報情報機関に登録された情報の登録期間

一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の【同意条項】

【同意条項】

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

| 個人情報 | 登録期間 |
|---|--|
| 氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報 | 下記の情報のいずれかが登録されている期間 |
| 貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報 | 延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間 |
| 機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等 | 当該利用日から1年を超えない期間 |
| 不渡情報 | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 |
| 官報の情報 | 破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間 |
| 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報 | 当該調査中の期間 |
| 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報 | 本人から申告のあった日から5年を超えない期間 |

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

・全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

・(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

第四部 お知らせ



1. JASSO災害支援金

自然災害等により、**学生・生徒又はその生計を維持する者**が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行っています。

(1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- 本機構の奨学金貸与対象校・対象学科に在学中の学生等
- 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した者。
- 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者。

(2) 支給額 10万円 ※返還不要

(3) 申請方法

在学する学校を通じて本機構に申請します。詳しくは学校にお問い合わせください。

(4) 申請期限

学校から本機構への申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて6か月以内です。

※最新の情報は、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



2. スカラネット・パーソナル

(1) スカラネット・パーソナル (以下「スカラPS」といいます) とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「貸与額通知」の確認 (59ページ参照) や「奨学金継続願」の提出 (入力) (61ページ参照) も、スカラPSを通じて行いますので、必ず「奨学金継続願」の提出期間までに登録を済ませておいてください。

(2) スカラPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①スカラPSのURL を直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

②QRコードを読み込む。



(3) スカラPSの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

①「スカラネット・パーソナルへようこそ」(スカラPSトップページ) の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。



②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。

